職場のトラブルや悩み事を相談しませんか！

大分県の労働110番

令和４年
12月

１２月は「職場のハラスメント撲滅月間」です!!

1人で悩まず、まず相談!!

12月9日（金）～11日（日）

「ハラスメント撲滅集中労働相談会」開催!!

日時：１２月　9日（金）８：３０～２０：００
10日（土）９：００～１８：００
11日（日）９：００～１８：００
場所：大分県労政・相談情報センター（県庁舎本館７階）

※会場に来られる相談者の方はマスクの着用にご協力をお願いします

○ハラスメント関係の問題に限らず
労働に関することならなんでも
相談を受け付けています。
○電話での相談も出来ますので、
1人で悩まずにお気軽にご相談ください。

秘密厳守・相談無料・予約不要

《電話相談は下記ダイヤルまで》

（携帯電話などからは）
☎ 097－532－3040

（フリーダイヤル）
☎ 0120－601－540

なお、大分県では、上記相談会以外にも、
月曜日から金曜日の８：３０～１７：１５（祝日・年末年始除く）において
相談（電話対応も実施）をお受けしていますので、ご相談ください。

《お問い合わせ先》
大分県労政・相談情報センター（県庁舎本館７階　雇用労働政策課内）
☎ 097－532－3040

「男女雇用機会均等法」「育児・介護休業法」「パートタイム・有期雇用労働法」「労働施策総合推進法」に基づく紛争解決援助制度・調停

都道府県労働局雇用環境・均等部（室）は、労働者と事業主の間で、以下のトラブルが生じた場合、当事者の一方または双方の申し出があれば、早期解決のために２つの方法で援助を行っています。

- 男女均等取扱い等に関するトラブル
- 育児・介護休業等に関するトラブル
- 正社員とパートタイム労働者・有期雇用労働者の間の均等・均衡待遇などに関するトラブル
- 職場におけるパワーハラスメントに関するトラブル

→

①都道府県労働局長による紛争解決の援助

②機会均等調停会議、両立支援調停会議、均衡待遇調停会議、優越的言動問題調停会議による調停

↓ 未解決

都道府県労働局雇用環境・均等部（室）

- 相談対応
- 紛争解決援助制度・調停・行政指導の説明

当事者の希望に応じて実施

簡単な手続きで迅速に行政機関に解決してもらいたい場合	公平、中立性の高い第三者機関に援助してもらいたい場合	
①都道府県労働局長による紛争解決の援助	**②調停会議**	**都道府県労働局長による行政指導の実施**
助言・指導・勧告	調停・調停案の作成 受諾勧告	

紛争解決援助制度・調停の特徴

1. 厳正中立･公正を保ち、法に忠実かつ客観的な立場から援助を実施します。
2. 当事者双方の譲り合い、歩み寄りにより、紛争の現実的な解決を図ります。
3. 時間的、経済的負担がかかる裁判に比べ、手続きが迅速、簡便です。
4. 無料で利用できます。
5. 関係者以外に援助や調停の内容は公にされず、紛争当事者のプライバシーが保護されます。
6. 労働者が都道府県労働局長による援助や調停の申請をしたことを理由として、事業主がその労働者に対し解雇、配置転換、降格、減給などの不利益取り扱いをすることを禁止しています。

援助の対象となる紛争の範囲や制度の利用手続き等は、お近くの**都道府県労働局雇用環境・均等部（室）**にご相談ください。

- 所在地一覧　https://www.mhlw.go.jp/kouseiroudoushou/shozaiannai/roudoukyoku/index.html

ひと、くらし、みらいのために
厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare